



STANDARD

2025年1月15日

各位

会社名 株式会社ジェイホールディングス
代表者名 代表取締役社長 眞野 定也
(コード:2721 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 山室 敬史
(TEL. 03-6455-4278)

募集新株予約権(有償ストックオプション)の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役、当社従業員、及び当社連結子会社取締役に対し、下記のとおり新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社取締役、当社従業員、当社連結子会社取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、2022年8月17日付「募集新株予約権(有償ストックオプション)の発行に関するお知らせ」にて公表の通り、当社は同日付で有償ストックオプション(以下、「前回ストックオプション」といいます。)を発行し、役職員に割り当てておりましたが、2024年8月30日に行使期間(2年間)が終了し、前回ストックオプションは行使機会が無いまま消滅しております。その間も当社役職員は業績の向上、株価の改善に向け努力を続けてきたことも勘案し、本新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、「II. 新株予約権の発行要項 4. 新株予約権の内容 (6)新株予約権の行使の条件」に記載の通り、本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、

本新株予約権の発行日の3カ月後の応答日を始期とする行使期間中に、当社の普通株式の取引終値の平均値が、連続する20営業日において350円(1円未満は四捨五入とする。以下、「行使可能株価」といいます。)以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できる旨の条件を付しております。

上記の本新株予約権の行使に関する制約条件については、発行日から3カ月間を行使禁止期間とし、仮に発行日直後に株価が短期的に上昇することがあっても行使は不可能であって、付与者による短期的な利益実現が抑制されること、また、連続する20営業日は概ね1か月に相当し、その間、当社株価が行使可能株価を平均値で上回っているのであれば、一般株主の皆様にも、現在の株価水準と比較して、高位かつ安定的に推移しているのご判断いただけたことにより付したものであります。

本新株予約権の行使条件価額として設定した株価は、過去6か月間(2024年7月12日から2025年1月14日)の当社株価の終値の平均値170円から105.88%上方に乖離した価格であること、また、当社の2024年12月末日時点の発行済株式数7,128,500株に本新株予約権及び第8回新株予約権が完全希薄化した場合の発行株式数7,700,000株を加えた14,828,500株を350円で乗じると当社株式の時価総額が50億円超となり、これが実現できれば、当社株式の時価総額が東証上場企業時価総額順位において、下位の20%から脱却でき、これは株主が安心して投資して頂ける一つの水準、尺度となると考えたこと、また将来的に、株式時価総額が50億円超を維持できれば、過度な希薄化を伴わずに株式交換による企業の取得も事業拡大戦略の選択肢として取り得る水準であると考えたことから、当社グループが目指すべき時価総額を勘案した当面の目標株価として、当社グループ役職員が一丸となって目指すべき株価として設定いたしました。

なお、前回ストックオプションは、行使可能株価を500円(発行開示日前日の当社株価270円)として設定しておりました。これは、本新株予約権の行使可能株価である350円と比較すると絶対値としては上方にあるものの、完全希薄化を前提とし、本新株予約権の発行開示日前日の当社株価は170円であり、株価を基準とした場合の行使可能株価への要求上昇率(前回85.19%、今回105.88%)、時価総額を基準とした場合の行使可能株価への要求上昇率(前回205.37%、今回328.27%)として、前回よりも行使可能株価へ到達するまでのハードルを上げております。

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、2024年9月30日時点の発行済株式総数の9.82%に相当しますが、本新株予約権は、上述の通り、昨年消滅した前回ストックオプションを補完する意味も有しており、希薄化率及び発行の時期において合理的であり、割当対象者の貢献意欲及び士気をより一層向上させ、当社の目標株価に対するコミットメントをさらに強めるという上記目的に資することが期待できる内容となっております。

このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと認識しており、当社代表取締役、役員及び従業員、並びに、当社連結子会社役員及び従業員に対す

る目標株価への達成に対する意識の向上を図るためには、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社ジェイホールディングス 第9回 新株予約権

2. 新株予約権の数

7,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 700,000 株とし、下記4. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭及びその算定方法

本新株予約権と引換えに払い込まれる金銭の額は、本新株予約権1個当たり 95 円とする。なお、当該金額は、当社及び割当予定先から独立した第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表取締役 能勢 元)が、当社の株価情報等を考慮し、株価による行使条件の達成確率が評価額に与える影響を加味した上で、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した評価額(株価 170 円、権利行使価格 170 円、ボラティリティ 45.34%、権利行使期間(2025 年 4 月 30 日~2027 年 4 月 28 日)リスクフリーレート Δ 0.629%、配当率0%等)を参考に、当該評価額と同額に決定したものである。

上記払込金額について、当社監査役3名全員(うち3名が社外監査役)から、上記第三者機関による算定結果に照らし、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利な発行価額には該当せず、適法である旨の意見を得ている。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式 100 株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、2025年1月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額である170円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とす

場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2025年4月30日~2027年4月28日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社、当社子会社、または当社関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

② 本新株予約権者は、本新株予約権の発行日の3カ月後の応当日を始期とする行使期間中に、当社の普通株式の取引終値の平均値が、連続する20営業日において350円(1円未満は四捨五入とする。)以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

③ 本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り本新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の割当日

2025年1月31日

6. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準

備金に関する事項

上記4.(4)に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

上記4.(6)に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引き換えにする金銭の払込の期日

2025年1月31日

10. 申込期日

2025年1月31日

11. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	3名	4,400個(440,000株)(注1)
当社従業員	5名	1,900個(190,000株)
当社子会社取締役	3名	600個(60,000株)
当社子会社従業員	1名	100個(10,000株)

(注1) なお、当社取締役3名には本新株予約権4,400個を割当てますが、当社代表取締役である眞野が当社グループ事業全般を統括管理すること、また当社企業業績及び株価の向上についてより重責を負うこと、加えて眞野は現時点で当社株式を保有していないが、株主の皆様と利害を同じくするという意思表示のためにも株式を保有しておきたいとの意向を有していること等を勘案して、2,900個を割当てることといたしました。但し、仮に行使可能な株価水準になった場合でも、直ちに全額を行使し、その後保有し続けることができる現預金について、現時点では保有しておりません。したがって一部を行使し売却した後に当該売却代金を使って新たに行使を行うが、その結果(当初の割当数よりは減るものの)取得できた株式については、上述の趣旨を踏まえ、中長期に保有したい旨の保有方針を表明しております。

(注 2) 割当人全員から本新株予約権発行の趣旨に鑑み、中長期保有にかかる確認書を受領いたします。なお、各割当人においては、仮に行使可能な株価水準になった場合でも、直ちに全額を行使し、かつ以降も保有し続けるほどの財源は有していないものの、一部を行使し売却した後に当該売却代金を使って新たに行使を行い、その結果(当初の割当数よりは減ずるものの)取得できた株式については、財産形成の一つとして中長期に保有したい旨の保有方針を表明しております。

以上